

平成 21 年 3 月

水質管理目標設定項目の見直しのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省のホームページにて水質管理目標設定項目の見直しの情報が発表されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 21 年 4 月 1 日（水）より

■変更内容

1. 水質管理目標設定項目に「1,1-ジクロロエチレン」を追加

項目番号の 29 番目に追加。その目標値は「0.1mg/L 以下」とする。

※水質基準項目から移行されました。

2. 水質管理目標設定項目に「アルミニウム及びその化合物」を追加

項目番号 30 番目に追加。その目標値は「アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下」とする。

3. 「ジクロロアセトニトリル」「抱水クロラール」の目標値の変更

項目番号 13 番目の「ジクロロアセトニトリル」に係る目標値を現行の「0.04mg/L 以下（暫定）」から「0.01mg/L 以下（暫定）」に改める。

項目番号 14 番目の「抱水クロラール」に係る目標値を現行の「0.03mg/L 以下（暫定）」から「0.02mg/L 以下（暫定）」に改める。

4. 農薬類の対象リスト農薬 102 項目中の目標値の見直し

項目番号 16 番目の「E P N」に係る目標値を現行の「0.006mg/L」から「0.004mg/L」に改める。

項目番号 23 番目の「クロルピリホス」に係る目標値を現行の「0.03mg/L」から「0.003mg/L」に改める。

5. 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の削除

水質管理目標設定項目から項目番号 6 番目の「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を削除する。

※項目番号 6 番は欠番となります。

※上記についての内容は、厚生労働省ホームページ「水道水質情報」で閲覧できます。

以上